

## 監査報告書

平成29年5月15日 さんて東山において事業報告等の監査を実施しました。監査項目は以下の通りです。

No. 1

監査項目	監査結果及び指示事項
1. 定 款	平成29年4月1日からの改正社会福祉法施行に伴い、定款は28年12月末までに変更申請手続きを完了し、変更されている。
2. 役 員	平成28年度理事会の出席状況は良好であった。平成28年10月17付で新理事長の就任、10月31日付で登記を完了した。
3. 理 事	平成28年度の出席状況は良好であった。
4. 監 事	平成28年9月1日付で、監事（会計関係）1名変更となった。業務は確実に遂行されている。
5. 理事会	28年度の開催は年6回だったが、予算・決算・補正を含め妥当な開催回数である。
6. 人事管理	新規の人材確保が年々困難になってきている状況ではあるが、人材育成は管理者の責務であり、階層や職種に応じた研修計画の立案と実施、研修報告による情報の共有化を図ること。また、組織の年齢構成を充分把握し、計画的に後継者の育成を手掛けていくこと。
7. 施設運営管理	事故・インシデント報告書において転倒による事故が多い状況に変わりはない。高齢化が要因でもあるが、転倒の多い利用者に対する介助や見守り等の支援策、場所（居室・車の乗降時）・時間帯等データの分析による危険の予知・予防策を今後も構じていくこと。また、財産相続等のトラブルの申し出があれば記録しておくこと。各事業の運営基準も遵守すること。
8. 利用者処遇	利用者への支援向上に関わる職員の研修会参加は適宜実施（強度行動障害、発達障害、虐待防止等）されており、報告書にも抽象的な表現は一部に見られるものの自らの考えが具体的に記載されていること等、改善されている。また、食事においては和洋中等のメニュー

監査項目	監査結果及び指示事項
8. 利用者処遇	一のバランスに配慮することや、高齢化による身体的な機能低下の状況に応じたソフト食の導入なども工夫してみる事。外出のレクリエーションに関しては、利用者の実情に即した行先や内容を工夫する事。また、グループホームの環境で留意すべきは世話人との人間関係であり、利用者にとって相性が合わない場合等は充分メンタル面に配慮する事が必要である。

以上の通り、監査を実施いたしました。今後の事業展開への助言として、下記の内容についても伝えました。

- ・地域生活でのリスクに悪徳商法や振り込め詐欺などがある。一時は入所施設不要論などが唱えられていたが、一般の人が入所できる特別養護老人ホームが現実に存在する事を考えれば、入所施設が不要などとの考え方には疑問を感じる。施設には利用者を多様なリスクから守る24時間の安心安全を提供できる強みがあることを再認識してほしい。

全体として、障害者支援施設本体を主体として、地域関係も含め熱心に各事業に取り組んでいることがうかがえました。

平成29年5月15日

監事 藤原治



## 監 査 報 告

平成 29 年 5 月 18 日

社会福祉法人光耀会

監事 三 村



平成 28 年度の計算書類及びその附属明細書（以下、「計算関係書類」という）並びに、財産目録の監査について、次のとおり報告します。

### 1 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監事三村明は経理の分野を中心に監査を実施しました。

具体的には、理事会に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の会計責任者等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、隨時説明を求めました。

### 2 監査の結果 配慮又は留意を要する事項

- (1) 計算関係書類は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (2) 財産目録は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。